

○建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに

契約の内容等に係る情報の公表について

平成14年9月5日 国官会第1211号、国地契第34号
最終改正 令和7年6月12日 国官会第4117号、国官技第103号、
国営計第47号
大臣官房長から各地方整備局長あて

国土交通省の発注に係る受注業者選定過程の透明性を図る観点から、建設コンサルタント業務等の発注にあたり、従前より「入札結果等の公表について」（平成10年3月27日付け建設省会発第172号、建設省厚契発第21号）及び「公共工事に係る入札結果等の公表について」（平成6年6月22日付け港管第1368号）に従い、入札結果等の公表を実施してきたところであるが、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性をより一層向上させる観点から、別紙のとおり公表を行う手続を定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

(別 紙)

1 定義

- (1) この通達において、「競争参加資格」とは、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「規則」という。）第34条第1項の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格及び同規則第36条第1項の規定により定める指名競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) この通達において、「有資格業者名簿」とは、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）第9又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という）第10条に規定する名簿をいう。
- (3) この通達において、「審議の概要」とは、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官地第1431号、国官会第27号。以下「入札監視委員会通達」という。）第4に規定する議事概要をいう。
- (4) この通達において、「指名停止措置」とは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）第1又は「港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号。）（以下「指名停止措置要領」という。）第1条に規定する指名停止措置をいう。
- (5) この通達において、「予定価格」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条に規定する書面に記載された価格をいう。
また、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除い

たものをいう。

- (6) この通達において、「積算内訳」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、項目、工種及び種別ごとの数量（建築関係建設コンサルタント業務の場合は、項目ごとの数量）、金額等を明示する資料をいう。
- (7) この通達において、「業務設計書」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、項目、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料及びこれに付随する資料をいう（建築関係建設コンサルタント業務にあつては、項目ごとの数量、金額等を明示する資料に限る。）。
- (8) この通達において、「一般競争参加資格」とは、規則第35条の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (9) この通達において、「苦情処理回答書面」とは、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地28号。以下「苦情処理通達」という。）記第2の4の回答書及び記第3の7に規定する書面をいう。
- (10) この通達において、「調査基準価格」とは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）2の規定により算出する調査基準価格をいう。
- (11) この通達において、「入札調書等」とは、「地方整備局会計事務取扱標準細則」（平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。）別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」（平成6年6月22日付け港管第1368号）別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。
- (12) この通達において、「成績評定点通知書」とは、「地方整備局委託業務等成績評定要領」の改正について」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」（平成14年6月28日付け国官建第49号）又は「請負業務成績評定要領の制定について」（平成14年3月29日付け国港建第318号）に規定する委託業務等成績評定点を記載した通知書をいう。

2 公表の対象

本通達における公表の対象は、選定要領第1の建設コンサルタント業務等及び取扱要領第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が200万円を超えないものを除く。

3 公表の内容、時期、方法及び期間

- I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、別表Ⅰ－（1）に掲げる事項及び別表Ⅰ－（2）、別表Ⅰ－（3）、別表Ⅰ－（4）又は別表Ⅰ－（5）に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。
- II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、別表Ⅱ－（1）に掲げる事項及び別表Ⅱ－（2）、別表Ⅱ－（3）、別表Ⅱ－（4）又は別表Ⅰ－（5）

に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期・方法・期間において公表するものとする。

附 則（平成14年9月5日国官会第1211号、国地契第34号）

- 1 本通達は、平成14年9月5日から施行する。
- 2 本通達による措置は、平成14年9月5日より前において、公募型競争入札、公募型プロポーザル、簡易公募型競争入札及び簡易公募型プロポーザルについては公示、標準プロポーザルについては選定、公募型及び簡易公募型競争入札以外の指名競争入札については指名通知、随意契約については見積書の徴取を行ったものについては、従前の例によるものとする。
- 3 有資格業者名簿（様式1-1及び1-3）及び有資格者索引名簿（様式1-2）については、第1項の例にかかわらず、作成次第公表するものとし、それまでの間は、なお従前の例に従い閲覧用の有資格者名簿を公表するものとする。

附 則（平成17年6月22日国官会第301号、国地契35号）

- 1 本通達は平成17年4月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等から適用する。
- 2 本通達5Ⅰ（2）の第二段落の適用については、当分の間、同段落中「⑥及び3Ⅰ（3）⑤並びに3Ⅰ（4）①は、「入札情報サービス（PPI）」により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。」とあるのは、「⑥は、「入札情報サービス（PPI）」により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。また、3Ⅰ（3）⑤及び3Ⅰ（4）①は、各地方整備局（事務所等を含む。）のホームページに掲載する方法により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする」とともに、予定価格、契約者名及び契約金額については、「入札情報サービス（PPI）」により公表するものとする。」とする。
- 3 本通達の5Ⅱ（2）の第二段落の適用については、当分の間、同段落中「⑥及び3Ⅱ（3）⑤並びに3Ⅱ（4）①は、「入札情報サービス（PAS）」を利用して公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。」とあるのは、「⑥は、「入札情報サービス（PAS）」を利用して公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。また、3Ⅱ（3）⑤及び3Ⅱ（4）①は、各地方整備局（事務所等を含む。）のホームページに掲載する方法により公表するとともに、閲覧所を設けて閲覧に供する方法によるものとする」とともに、予定価格、契約者名、契約金額については、「入札情報サービス（PAS）」を利用して公表するものとする。」とする。

附 則（平成18年10月23日国官会第989号、国地契第64号）

- 1 本通達は平成18年10月23日から施行する
- 2 本通達の施行前に指名業者名等の事前公表を行った場合における当該指名競争入札等に係る情報の公表、苦情処理の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月5日国官会第946-4号、国地契第36号）

本通達は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に入札手続（随意契約にあつては、

見積書の提出依頼)を開始する業務から適用する。

附 則 (令和2年7月17日国会公契第6号、国官技第88号、国営整第61号)

この通知は、令和2年7月17日から適用する。ただし、3Ⅰ及び3Ⅱ中、次に掲げる事項の公表については、関係機関との調整に期間を要する場合は、令和3年3月31日までの限度として、準備が整うまでの間、なお従前の例による。

一 3Ⅰ中、(2)⑤ロ)、(3)⑦ロ)及び(4)②ロ)

二 3Ⅱ中、(2)⑤ロ)、(3)⑦ロ)及び(4)②ロ)

附 則 (令和5年12月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号)

- 1 改正後の「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号。以下「新業務情報公表通知」という。)別表Ⅰ－(1)並びに別表Ⅱ－(1)に掲げる公表方法については、令和6年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 2 新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅰ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥並びに別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅱ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥の規定の適用については、当分の間、新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅰ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス(PPI)上」とあるのは「ホームページ上」と、新業務情報公表通知別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(4)⑦イ)、⑧、⑩及び⑪並びに別表Ⅱ－(5)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス(PAS)上」とあるのは「ホームページ上」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに指名通知、落札者決定、契約の締結その他の新業務情報公表通知別表に掲げる公表内容の公表事由が生じた場合における新業務情報公表通知別表Ⅰ－(2)からⅠ－(5)まで及び別表Ⅱ－(2)からⅡ－(5)までに掲げる公表方法については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和7年6月12日国官会第4117号、国官技第103号、国営整第47号)

この通知は、令和7年7月1日以降に請負契約を締結する業務について適用する。

様式 1－1

有資格業者名簿

(単位:百万円)

業者コード 受付番号 テクリス 登録番号 PUBDIS コード 本店所在県	順位 企業規模	法人番号	商号又は名称 代表者名 本店所在地 電話番号 FAX番号 電子入札IC カード 登録番号	点数	登録の有無 資本金 常勤職員数 営業年数	登録部門	年間平均実績 自己資本金 技術職員の 数 事務職員の 数	有 資 格 職 員 の 数					備考
								測量	建築	土木	地質	補償	

注) この有資格者名簿における「順位」、「企業規模」、「点数」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設コンサルタント業者等の社会的な評価を示すものではありません。

様式 1－2

有 資 格 業 者 索 引 名 簿

商 号 又 は 名 称 本店 業者 コード 所在 県名 規模	測 量	建 築 関 係 タ ン ト 業 設	土 木 関 係 タ ン ト 業 設	地 質 調 査 業 務	補 償 関 係 タ ン ト 業 係	備 考
(業者名)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	

商 号 又 は 名 称 本店 業者 コード 所在 県名 規模	測 量	建 築 関 係 タ ン ト 業 設	土 木 関 係 タ ン ト 業 設	地 質 調 査 業 務	補 償 関 係 タ ン ト 業 係	備 考
(業者名)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	

注) この有資格者名簿における建設業者等の「順位」、「規模」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設コンサルタント業者等の社会的な評価を示すものではありません。

様式 1 - 3

有資格業者名簿

受付 番号	商号又は 名称 代表者氏名	郵便番号 所在地 電話番号 FAX番号	当局管内の支店 又は営業所 電話番号 FAX番号	測量調査		建設コンサルタン ト等		自己 資本 額 (百万円)	営 業 年 数 (年)	総 職 員 数 (人)	大・中 小 企 業 の 別	外 資 状 況
				等級	業務内容	等級	業務内容					

注) この有資格者名簿における各建設コンサルタント業者等の「等級」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設業者等の社会的な評価を示すものではありません。

様式 2

競争参加資格確認結果通知書

- 1 業務名
- 2 所属事務所
- 3 入札公告日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

様式 3

公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書

- 1 業務名
- 2 所属事務所
- 3 提示日
- 4 指名通知日

参加表明書提出者	指名の有無	指名されなかった理由

- (備考) 1 「指名の有無」の欄には、指名された場合には「○」と記載し、指名されなかった場合には「×」と記載すること。
- 2 「指名されなかった理由」の欄には、非指名通知書と同様の内容を記載する。

様式 4

公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書

- 1 業務名
- 2 所属事務所
- 3 方式（〇〇型プロポーザル方式）
- 4 公示日
- 5 選定通知日

参加表明書提出者	選定の有無	選定されなかった理由

- （備考） 1 「選定の有無」の欄には、指名された場合には「○」と記載し、選定されなかった場合には「×」と記載すること。
- 2 「選定されなかった理由」の欄には、非指名通知書と同様の内容を記載する。

様式 5

プロポーザル方式における特定結果書

- 1 業務名
- 2 所属事務所
- 3 方式（〇〇型プロポーザル方式）
- 4 技術提案書の提出要請日または選定通知日
- 5 公示日
- 6 特定通知日

技術提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由

- （備考）
- 1 「特定されなかった理由」の欄には、非特定通知書と同様の内容を記載する。
 - 2 「特定の有無」の欄には、特定された場合には「○」と記載し、特定されなかった場合には「×」と記載すること。
 - 3 標準プロポーザルの場合は「3 公示日」は技術提案書の提出要請日を記載する。

[標準様式例 1] 技術審査基準

指名業者審査基準

評価項目	選定における着目点
①不誠実な行為	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無。その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等
②経営状況	取引停止の事実や不渡り情報等
③安全管理	事故等に基づく指名停止の有無その他労働基準監督署の指導を受け改善を行っていない等
④労働福祉	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等

[評価]

1) 指名基準の欠格要件 (①～④) に該当する場合には、事前に除外する。

評価項目	選定における着目点	評価		
		A	B	C
⑤手持業務の状況	当該年度の当該業種区分の業務実績額÷過去〇年度間の平均業務実績額			
⑥業務実績	過去〇年間の同種又は類似業務の実績			
	過去〇年間の近隣地域内の業務実績※			
⑦技術者	有資格技術職員（技術士等）の有無			
⑧当該年度指名回数	当該年度の当該業種区分の指名回数			
⑨業務成績	整備局管内直轄での過去〇年度間の全業務の平均点			
	過去〇年度間の表彰			
	平均点が〇〇点未満			
⑩その他	その他の事項			
総合評価	評価項目⑤～⑩での「A」の数等で順位付けを行う。			

※業務特性に応じて適用する。

[標準様式例 2 - 1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室	
委員		A A A A (大学教授) B B B B (弁護士) C C C C (大学教授) D D D D (経済団体理事) E E E E (大学教授)	
審議対象期間		令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	
工 事	抽出案件	総件数 〇〇件	(備考)
	一般競争	〇件	
	工事希望型指名競争	〇件	
	通常指名競争	〇件	
	随意契約	〇件	
建設コンサルタント業務等		〇件	
		意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等		(意見・質問は逐一できるだけ詳細に記述すること)	(回答は逐一できるだけ詳細に記述すること)
委員会による意見の具申又は勧告の内容			

[標準様式例 2－2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所		令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室				
委員		A A A A (大学教授) B B B B (弁護士) C C C C (大学教授) D D D D (経済団体理事) E E E E (大学教授)				
審議対象期間		令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日				
工 事	苦情対象工事件数	総件数		〇〇件		
	一般競争			〇件		
	工事希望型指名競争			〇件		
	通常指名競争			〇件		
	随意契約			〇件		
	建設コンサルタント業務等			〇件		
再苦情申立概要			申立日	件 名	契約方式	内容等
		(1)	H〇. 〇. 〇			
		(2)	H〇. 〇. 〇			
		(3)	H〇. 〇. 〇			
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問			回答	
		(意見・質問は逐一できるだけ詳細に記述するのが望ましい)			(回答は逐一できるだけ詳細に記述するのが望ましい)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容						

[標準様式例 3]

指名停止措置の概要	
1. 指名停止措置業者名：	〇〇エンジニアリング（株）
業者の住所：	〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
2. 指名停止措置期間：	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 (〇ヶ月間)
3. 指名停止措置の範囲：	〇〇地方整備局管内
4. 事実概要	〇〇エンジニアリング（株）代表取締役が、〇〇県発注の〇〇業務の受注にからみ、同県〇〇部長に百万円の賄賂を贈ったとして、贈賄の容疑で〇〇県警捜査第二課と〇〇署に逮捕された。
5. 指名停止措置理由	当該業者たる〇〇エンジニアリング（株）の代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第3号イ（下記参照）に該当する。 従って、本件については、指名停止〇カ月を適用する。
<指名停止措置要領別表第2>	
措 置 要 件	期 間
1・2 略	
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、当該地方支分部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈収賄容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以下
ロ・ハ 略	略
4～10 略	略

○ 問い合わせ先

[標準様式例 4－1]

指名業者一覧（指名競争入札）／選定業者一覧（標準プロポーザル方式）

対象業務等	
指名（選定）通知日	
指名（選定）業務名	

※既存の様式を使用してもよい。

[標準様式例 4－2]

指名業者選定（指名競争入札）／技術提案書提出要請者選定（標準プロポーザル方式）

① 対象業務名	: ○○○○○○業務
② 業種区分	: 土木建設コンサルタント業務
③ 入札日（指名のみ）	: 令和○○年○○月○○日

指名（評価）基準	評価項目	対象業者数
△△地方整備局有資格業者	「土木建設コンサルタント業務」に登録されていること。	▲▲▲▲社
1. 不誠実な行為の有無	①指名停止期間中でない	○○○○社
2. 当該業務の技術的適性	①業務実績 ○○業務の実績を有する	×××社
3.		□□社
.		. . 社
○.		○社

※ 指名（評価）基準及び評価項目の内容及び絞り込みの順番等については、各地方整備局の実態に即して設定できる。
途中段階あるいは最終絞り込みにおいて、総合的評価を実施した場合の理由の公表は、下記の評価表によってもよい。

指名（評価）基準	評価項目	A社	B社	C社		L社
1. 審査基準日以降における業務実績	①業務成績	A	A	B	.	B
2. 手持ち業務の状況	①当該年度の当該業務区分の業務実績額÷過去○年度間平均業務実績額	B	A	A	.	B
.		.	.	.	.	.
評価結果		3 A 1 B	2 A 2 B	2 A 2 B	. .	4 B
順位		1	2	2	.	1 3

※ 上記の評価表における業者名はすべて匿名。
評価表は、各地方整備局において運用している様式（評価表もしくは審査表等）でもよい。

〔標準様式 5-1〕（土木関係建設コンサルタント業務等の場合）

建設コンサルタント等指名業者選定・技術提案提出要請者選定資料(公募型・簡易公募型)

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式(〇〇型競争入札方式または〇〇型プロポーザル方式)
4. 公示日
5. 指名(選定)通知日

[illegible]

※「A」の数で順位をつけ原則として10社選定するが総合評価の「A」の数が10位と同数であれば同数である順まで指名（選定）できる。
上記の表における業者名は全て匿名。

〔標準様式５－２（公募及び簡易公募型プロポーザルの場合）〕（建築関係建設コンサルタント業務の場合）

参加表明書審査表

業務名称：

			A社	B社	C社	・・・
評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	点数	点数	点数	点数
欠格要件	【未記入or×】					
資格	管理技術者及び主任担当技術者の資格					
小 計						
技術力	管理技術者及び主任担当技術者の同種・類似業務の実績					
	管理技術者及び主任担当技術者の国土交通省発注の成績評価					
	管理技術者及び主任担当技術者の経験年数					
	・・・・・・・・					
小 計						
・・・	・・・・・・・・					
	・・・・・・・・					
小 計						
合 計						
最終順位						
選 定						

【注：追加評価項目がある場合、・・・の部分に「追加評価項目」及び「評価の着目点」を記入する】

[標準様式 6]

低入札価格調査の実施概要

業務名：〇〇調査業務

〇〇地方整備局

調査を実施した業者名、住所：

項 目	内 容
1. その価格により入札した理由※	
2. 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	
3. 手持の建設コンサルタント業務等の状況	
4. 手持機械数の状況	
5. 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者	
6. 経営内容	
7. 1 から 6 までの事情聴取した結果についての調査検討	
8. 5 の建設コンサルタント業務等の成績状況	
9. 経営状況	<公表しないこととする>
10. 信用状態	①賃金不払いの状況 ②再委託先への代金支払遅延状況 ③法令違反 ④その他
11. その他の必要な事項	

[標準様式 7]

予定価格	〇〇, 〇〇〇千円
調査基準価格	〇〇, 〇〇〇千円
価格評価点の満点	点

入札調書(総合評価落札方式)

1.件名	〇〇〇〇事業	執行員
2.所属事務所	〇〇〇〇事務所	立会員
3.入札日時	令和〇〇年〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	

[illegible]

[標準様式例 8－1]

契約の内容

契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング（株） 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
業務概要	
履行期間（自）	令和〇〇年〇月〇日
履行期間（至）	令和〇〇年〇月〇日
契約金額	〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（税込み）

[標準様式例 8－2]

(第○回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和○○年○月○日
契約業者名	○○エンジニアリング（株）○○支店
契約業者の住所	○○県○○市○○町○－○－○
業務の名称	
業務場所	○○県○○市
業種区分	
業務概要 (変更した内容について記述する)	
履行期間（自）	令和○○年○月○日
履行期間（至）	令和○○年○月○日
変更前の契約金額	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
変更金額	+（－）○, ○○○円（税込み）
変更後の契約金額	○○○, ○○○, ○○○円（税込み）
変更理由	

※（第○回、最終）は、途中変更契約の場合には、「第○回」に○印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に○印をつける。

[標準様式例 8－3]

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	
業務概要	
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング（株） 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇市〇〇市町〇－〇－〇
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
随意契約によることとした理由	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
履行期間（自）	令和〇〇年〇月〇日
履行期間（至）	令和〇〇年〇月〇日
備考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

〔標準様式例 9-1〕（土木関係建設コンサルタント業務等の場合）

プロポーザル評価表（総合評価型）その1

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式（〇〇型プロポーザル方式）
4. 技術提案書の提出要請日または選定通知日
5. 特定通知日

[illegible]

	実施		解											
◎	フロ	実施手 順	実施手順の 妥当性											
◎	ー工		業務量把握 の妥当性											
◎	程表 その 他	その他	重要事項の 指摘											
小計														

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名

◎:標準評価項目
○:追加評価項目

〔標準様式例 9-2〕（土木関係建設コンサルタント業務等の場合）

プロポーザル評価表（総合評価型）その2

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式（〇〇型プロポーザル方式）
4. 技術提案書の提出要請日または選定通知日
5. 特定通知日

[illegible]

			当性											
○		独創性	前例のない提案											
○			高度の検討・解析手法											
○			既存分野の統合化提案											
○			新工法採用の提案											
◎		特定テーマ3	的確性	与条件との整合										
◎				キーワードの網羅										
○				事業重要度の考慮										
○				事業難易度の考慮										
◎			実現性	説得力										
◎				提案内容の裏付け										
○				利用予定資料の適切性										
○				事業費の妥当性										
○		独創性	前例のない提案											
○			高度の検討・解析手法											
○			既存分野の統合化提案											
○			新工法採用の提案											
小計														
合計														
◎	参考見積	提案内容と見積り内容の整合性												

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名

◎：標準評価項目

○：追加評価項目

[標準様式例 9－3] (土木関係建設コンサルタント業務等の場合)

プロポーザル評価表 (技術者評価型)

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式 (〇〇型プロポーザル方式)
4. 技術提案書の提出要請日または選定通知日
5. 特定通知日

〇：特定通知書

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	1		2		3		4		5	
				(特定業者名)		A社		B社		・・・			
				評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
予定技術者	管理技術者	技術者資格、その専門分野の内容	◎										
		同種又は類似業務の実績の内容	◎										
		担当した業務の業務成績	◎										
		当該分野従事期間	○										
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○										
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○										
		手持ち業務金額及び件数	◎										
	担当技術者	技術者資格、その専門分野の内容	○										
		同種又は類似業務の実績の内容	◎										
		担当した業務の業務成績	◎										
		当該分野従事期間	○										
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○										
		手持ち業務金額及び件数	◎										
	照査技術者	技術者資格、その専門分野の内容	○										
		同種又は類似業務の実績の内容	○										
		担当した業務の業務成績	○										
		当該分野従事期間	○										
	ヒアリング	専門技術力の確認	◎										
質問に対する応答性		◎											
業務への取り組み意欲		◎											
合 計													
参考見積		◎											

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名

◎：標準評価項目

○：追加評価項目

[標準様式 9 - 4] (建築関係建設コンサルタント業務の場合)

技術提案書評価表

業務名称：

		(特定業者名)		A社	B社	C社	D社
評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	点数	点数	点数	点数	点数
資格	管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の資格						
小 計							
技術力	管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の同種・類似業務の実績						
	管理技術者及び主任担当技術者の国土交通省発注の業務実績						
	管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の経験年数						
小 計							
取組意欲							
業務実施方針及び手法	業務の理解度						
	業務の実施方針						
	特定テーマに対する技術提案	テーマ①					
		テーマ②					
		テーマ③					
小 計							
合計							
イメージ図の描き過ぎ等による減点							
減点後の合計							
順 位							

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名

附則の次に別表として次の別表Ⅰ－（１）から別表Ⅰ－（５）まで及び別表Ⅱ－（１）から別表Ⅱ－（５）までを加える。

別表Ⅰ－（１） 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 通則的事項

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②	有資格業者名簿（様式１－１）			
		有資格業者索引名簿（様式１－２）			
		「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（平成６年１１月１４日付け建設省厚契第１６号）			
	③	選定要領第１５（指名基準）	変更した場合には、変更後速やかに		常時
		「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」（平成６年１２月２１日付け建設省厚契発第２５号、建設省技調発第２６６号）			
		各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例１）			
		指名停止措置要領			
		「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成１０年８月５日付け建設省厚契発第３３号）			
		各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
		「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成１６年６月１０日付け国官会第３６８号。以下「低入札事務手続通達」という。）			
	④				
	⑤	苦情処理通達			
	⑥	入札監視委員会通達			

		「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号）			
	⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業（標準様式例2-1、標準様式例2-2）	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
		入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例2-1、標準様式例2-2）	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		
	⑧	「地方整備局請負測量作業監督技術基準（案）について」（昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号）	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
		「地方整備局請負測量作業検査技術基準（案）について」（昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号）	変更した場合にあっては、変更後速やかに		
		「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」（平成14年9月5日付け国官技発第142号）			
		「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」（平成14年9月5日付け国官技発第143号）			
		「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」（平成14年6月28日付け国営建第49号）			
		「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」（平成17年2月14日付け国営整第152号）			
	⑨	指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例3）	当該措置を行った後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
		指名停止措置期間（標準様式例3）			
		指名停止措置理由等（標準様式例3）			

					込みも行う。	
	⑩		「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成２２年９月３０日付け国地契第３１号）別添２（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
	⑪		「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成１０年１２月１０日付け建設省厚契発第５４号、建設省技調発第２３６号、建設省営建発第６５号）			

別表Ⅰ－（２）各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 一般競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間	
(2)	①	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで	
	②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表		
	③	一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式２）				
	④	予定価格（税抜き）				入札情報サービス（P P I）上に公表
	⑤	予定価格（税抜き）の積算内訳				
		ロ	業務設計書			
	⑥	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P		

				P I) 上に公表	
	ロ)	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。）（標準様式例6）	契約締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
	ハ)	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
	ニ)	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
	ホ)	予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ)	予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）	契約金額の決定後速やかに		
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速やかに		
⑨		苦情処理回答書面	回答書面の発信後速やかに	ビス（P P I）上に公表	

					表	
	⑩	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－１）	契約締結後速やかに		
			契約の相手方の住所（標準様式例８－１）			
		ロ)	業務の名称（標準様式例８－１）			
			業務の場所（標準様式例８－１）			
			業種区分（標準様式例８－１）			
			業務の概要（標準様式例８－１）			
			履行期間（標準様式例８－１）			
			契約金額（標準様式例８－１）			
	⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）			
	⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅰ—（３）各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 指名競争に付した場合

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①		業務の名称	指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後）速やかに	公募型競争入札又は簡易公募型競争入札に付した場合は入札情報サービス（P P I）上に公表 それ以外の場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
			業種区分			
			業務の入札予定年月日			
	②		指名業者名（標準様式例４－１）	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
			指名の理由（標準様式例４－２又は５－１）			
	③	イ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名（様式３）			
		ロ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名の有無（様式３）			
		ハ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由（様式３）			
	④		予定価格（税抜き）			入札情報サービス（P P I）上に公表
	⑤	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速や	原則としてホームページ	
		ロ)	業務設計書			

				かに	ジ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
⑥	イ)	調査基準価格（税抜き）		落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	
	ロ)	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例6）		契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
	ハ)	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面				
	ニ)	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面				
	ホ)	予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。				
	ヘ)	予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。				
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）		落札者決定後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方		契約の相手方の決定後速やかに		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額		契約金額の決定後速やかに		
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準		落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入	原則としてホームページ上又は入	

				札に付した場合に おいてはそれを定 めた後）速やかに	札情報サー ビス（P P I）上に公 表	
			総合評価落札方式を実施した場合にお ける落札理由（標準様式例 7）	落札者決定後速や かに		
		⑨	苦情処理申立て書面	回答書面の発信後 速やかに		
	苦情処理回答書面					
	⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様 式例 8－1）	契約の締結後速や かに		
			契約の相手方の住所（標準様式例 8－ 1）			
		ロ）	業務の名称（標準様式例 8－1）			
			業務の場所（標準様式例 8－1）			
			業種区分（標準様式例 8－1）			
			業務の概要（標準様式例 8－1）			
			履行期間（標準様式例 8－1）			
			契約金額（標準様式例 8－1）			
	⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業務の名称（標準様式例 8－ 2）	契約の変更後速や かに		
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業務の場所（標準様式例 8－ 2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業種区分（標準様式例 8－2 ）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の業務の概要（標準様式例 8－ 2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の履行期間（標準様式例 8－2 ）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の契約金額（標準様式例 8－2 ）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をし た場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			

少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで

	⑫	成績評定点通知書	成績評定点通知後 速やかに		少なくとも 、成績評定 点を通知し た日の属す る年度の翌 年度まで
	⑬	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後 速やかに		

別表Ⅰ－（４）各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） プロポーザルに付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4)	①	業務の名称	それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに	標準プロポーザルに付した場合以外は入札情報サービス（PPI）上に公表 標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業種区分			
	②	選定業者名（標準様式例４－１）			
		選定業者の選定理由（標準様式例４－２、標準様式例５－１又は５－２）			
	③	イ) 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式４）			
		ロ) 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無（様式４）			

		ハ)	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由（様式４）			
	④		特定業者名及び特定理由（標準様式例 9－1、9－2、9－3、9－4）			
	⑤	イ)	特定手続に係る技術提案書を提出した業者名（様式５）			
		ロ)	特定手続に係る特定の有無（様式５）			
		ハ)	特定手続に係る特定されなかった理由（様式５）			
	⑥	イ)	業務の名称（標準様式例 8－3）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	
			業務概要（標準様式例 8－3）			
		ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例 8－3）			
			契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例 8－3）			
			契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例 8－3）			
		ハ)	契約を締結した日（標準様式例 8－3）			
		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 8－3）			
			契約の相手方の住所（標準様式例 8－3）			
		ホ)	契約金額（標準様式例 8－3）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例 8－3）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例 8－3）			
		チ)	業務の場所（標準様式例 8－3）			
			業種区分（標準様式例 8－3）			
			履行期間（標準様式例 8－3）			
	⑦	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上に公表	
		ロ)	業務設計書			
	⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	⑨		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例 8－2）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の

			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			属する年度の翌年度まで
	⑩		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑪		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅰ－（５）各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(5)	①	イ) 業務の名称（標準様式例 8－3）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業務概要（標準様式例 8－3）			
		ロ) 契約担当官等の氏名（標準様式例 8－3）			
		契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例 8－3）			
		契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例 8－3）			
		ハ) 契約を締結した日（標準様式例 8－3）			

		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
			契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
		ホ)	契約金額（標準様式例８－３）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例８－３）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
		チ)	業務の場所（標準様式例８－３）			
			業種区分（標準様式例８－３）			
			履行期間（標準様式例８－３）			
	②	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホームページ上又は入札情報サービス（ＰＰＩ）上に公表	
		ロ)	業務設計書			
	③		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	④		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例８－２）			
	⑤		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定

	⑥	成績評定点通知書に関し通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		点を通知した日の属する年度の翌年度まで
--	---	--	--------------	--	---------------------

別表Ⅱ－（１） 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。） 通則的事項

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	②	有資格者名簿（様式１－３）			
		「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和５５年１２月１日付け港管第３７２２号）			
	③	取扱要領第１８条（建設コンサルタント等の指名基準）			常時
		各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例１）			
		指名停止措置要領			
		各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準			
	④	低入札事務手続通達			
	⑤	苦情処理通達			
	⑥	入札監視委員会通達			
		「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成１３年３月３０日付け国官地第３０号、国官技第８１号、国営計第６７号）			
	⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業（標準様式例２－１、標準様式例２－２）	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
		入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例２	当該審議のあった入札監視委員会の		

		－ 1、標準様式例 2－ 2)	開催後速やかに		
⑧		「設計・測量・調査等業務監督・検査事務 処理要領の制定について」（平成 8 年 4 月 1 日付け港管第 8 7 3 号)	それを定めた後速 やかに	原則として ホームペー ジ上に公表	常時
		「請負業務成績評定要領の制定につい て」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け国港 建第 3 1 8 号)	変更した場合にあ っては、変更後速 やかに		
		「「請負業務成績評定基準」の制定に ついて」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け 国港建第 3 1 9 号)			
⑨		指名停止措置の対象となった業者名（ 標準様式例 3）	措置を行った後速 やかに	原則として ホームペー ジ上に公表 ※日刊新聞 紙への投げ 込みも行う 。	当該措置を行 った日の属す る年度の翌々 年度まで
		指名停止措置期間（標準様式例 3）			
		指名停止措置理由等（標準様式例 3）			
⑩		「談合情報対応マニュアル等の改正に ついて」（平成 2 2 年 9 月 3 0 日付け 国港総第 4 2 5 号) 別添 2（談合情報 対応マニュアル)	それを定めた後速 やかに 変更した場合にあ っては、変更後速 やかに	原則として ホームペー ジ上に公表	常時
⑪		「建設コンサルタント業務における共 同設計方式の取扱について」（平成 1 1 年 2 月 5 日付け港管第 1 9 5 号)			

別表Ⅱ－（２）各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 一般競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(2)	① 一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サ ービス（P A S）上に 公表	少なくとも 、契約を締 結した日の 属する年度
	② 競争参加資格確認申請書及び競争参加 資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速や かに	原則として ホームペー ジ上又は入 札情報サー ビス（P A S）上に公	の翌年度ま で
	③ 一般競争参加資格がないと認めた業者 名及びその理由（様式 2）			

				表	
④		予定価格（税抜き）		入札情報サービス（PAS）上に公表	
⑤	イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則として	
	ロ）	業務設計書	契約締結後速やかに	ホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
⑥	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ロ）	低入札事務手続通達第４に規定する調査の結果の概要（標準様式例６）	契約締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ハ）	低入札事務手続通達第７に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
	ニ）	低入札事務手続通達第８に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
	ホ）	予決令第８９条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ）	予決令第８９条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	
		予決令第９９条の２又は第９９条の３の規定により随意契約によることとし	契約の相手方の決定後速やかに		

		た場合において、契約の相手方			
		予決令第 9 9 条の 2 又は第 9 9 条の 3 の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに		
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P A S）上に公表	
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例 7）	落札者決定後速やかに		
⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後		
		苦情処理回答書面	速やかに		
⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 8－1）	契約締結後速やかに		
		契約の相手方の住所（標準様式例 8－1）			
	ロ）	業務の名称（標準様式例 8－1）			
		業務の場所（標準様式例 8－1）			
		業種区分（標準様式例 8－1）			
		業務の概要（標準様式例 8－1）			
		履行期間（標準様式例 8－1）			
		契約金額（標準様式例 8－1）			
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例 8－2）	契約の変更後速やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで	
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			

			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－（３）各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 指名競争に付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3)	①	業務の名称	指名通知後速やかに	公募型競争入札又は簡易公募型競争入札に付した場合は入札情報サービス（PAS）上に公表 それ以外の場合は原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業種区分			
		業務の入札予定年月日			
	②	指名業者名（標準様式例 4－1 又は 4－2）	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		指名の理由（標準様式例 4－1 又は 4－2）			
	③	イ) 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における参加表明書を提出した業者名（様式 3）			
		ロ) 公募型競争入札及び簡易公募型競争入			

		札に付した場合における指名の有無（様式３）			
	ハ)	公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合における指名されなかった理由（様式３）			
④		予定価格（税抜き）		入札情報サービス（PAS）上に公表	
⑤	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳		原則として	
	ロ)	業務設計書	契約の締結後速やかに	ホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
⑥	イ)	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ロ)	低入札事務手続通達第４に規定する調査の結果の概要（標準様式例６）	契約の締結後速やかに	原則として	
	ハ)	低入札事務手続通達第７に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		ホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	ニ)	低入札事務手続通達第８に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
	ホ)	予決令第８９条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ)	予決令第８９条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			

⑦		入札者名及び入札者の各界の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに	
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合にはそれを定めた後）速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例7）	落札者決定後速やかに	
⑨		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに	
		苦情処理回答書面		
⑩	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例8－1）	契約の締結後速やかに	
		契約の相手方の住所（標準様式例8－1）		
	ロ）	業務の名称（標準様式例8－1）		
		業務の場所（標準様式例8－1）		
		業種区分（標準様式例8－1）		
		業務の概要（標準様式例8－1）		
		履行期間（標準様式例8－1）		
		契約金額（標準様式例8－1）		
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例8－2）	契約の変更後速やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例8－2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例8－2		

			) 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の概要（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2） 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑫		成績評定点通知書	成績評定点通知後 速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑬		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後 速やかに		

別表Ⅱ－（４）各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） プロポーザルに付した場合

番号		公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4)	①	業務の名称	それを定めた後（標準プロポーザルに付した場合においては選定通知後）速やかに	標準プロポーザルに付した場合以外は「入札情報サービス（PAS）」上に公表 標準プロポーザルに付した場合は原則としてホームページ上又は入	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
		業種区分			

					札情報サービス（PAS）上に公表	
	②		選定業者名（標準様式例４－１） 選定業者の選定理由（標準様式例４－２、標準様式例５－１又は５－２）	特定通知後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
	③	イ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る参加表明書を提出した業者名（様式４）			
		ロ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定の有無（様式４）			
		ハ）	公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る選定されなかった理由（様式４）			
	④		特定業者名及び特定理由（標準様式例９－１、９－２、９－３又は９－４）			
	⑤	イ）	特定手続に係る技術提案書を提出した業者名（様式５）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	
		ロ）	特定手続に係る特定の有無（様式５）			
		ハ）	特定手続に係る特定されなかった理由（様式５）			
	⑥	イ）	業務の名称（標準様式例８－３）			
			業務概要（標準様式例８－３）			
		ロ）	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）			
			契約担当官等の所属する部局の名称（標準様式例８－３）			
			契約担当官等の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）			
		ハ）	契約を締結した日（標準様式例８－３）			
		ニ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
			契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
		ホ）	契約金額（標準様式例８－３）			

		へ)	予定価格（標準様式例 8－3）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例 8－3）			
		チ)	業務の場所（標準様式例 8－3）			
			業種区分（標準様式例 8－3）			
			履行期間（標準様式例 8－3）			
	⑦	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳			
		ロ)	業務設計書			
	⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	⑨		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例 8－2）	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑩		成績評定点通知書	成績評定点通知後速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑪		成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに		

別表Ⅱ－（５）各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。） 随意契約による場合（プロポーザルに付した場合を除く。）

番号			公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(5)	①	イ)	業務の名称（標準様式例８－３）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
			業務概要（標準様式例８－３）			
		ロ)	契約担当官等の氏名（標準様式例８－３）			
			契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例８－３）			
			契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例８－３）			
		ハ)	契約を締結した日（標準様式例８－３）			
		ニ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例８－３）			
			契約の相手方の住所（標準様式例８－３）			
		ホ)	契約金額（標準様式例８－３）			
		ヘ)	予定価格（標準様式例８－３）			
		ト)	随意契約によることとした理由（標準様式例８－３）			
		チ)	業務の場所（標準様式例８－３）			
			業種区分（標準様式例８－３）			
			履行期間（標準様式例８－３）			
	②	イ)	予定価格（税抜き）の積算内訳	回答書面の発信後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PAS）上に公表	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		ロ)	業務設計書			
	③		苦情処理申立て書面	回答書面の発信後速やかに		
			苦情処理回答書面			
	④		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務の名称（標準様式例８－２）	契約の変更後速やかに		
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業務概要（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			
			契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例８－２）			

		た場合の業務の場所（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の業種区分（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の履行期間（標準様式例 8－2）			
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 8－2）			
	⑤	成績評定点通知書	成績評定点通知後 速やかに		少なくとも、成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑥	成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後 速やかに		